## ○令和６年度以降の主な改正点○

資料①－２

①国外居住親族に係る扶養控除の見直し

30歳以上70歳未満の国外居住親族で、次のいずれにも該当しない者については、控除対象扶養親族と非課税限度額を算定するための扶養親族から除外することとなりました。

・留学により国外居住者となった者
・障害者
・給与等の支払を受ける者から前年中に生活費又は教育費に充てる目的で年間38万円以上を受け取っている者